

東京学芸大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由： 国立大学法人東京学芸大学教員研修規則による研修との整合性をとるために所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(再取得までの期間)</p> <p>第10条 研究専念者となった者は、原則として、当該研究専念期間終了後7年間 は、研究専念者になることができない。</p> <p>2 前項の適用に当たっては、<u>国立大学法人東京学芸大学教員研修規則</u>（以下「<u>研 修規則</u>」という。）による原則6月以上の研修を行った者を含むものとする。</p> <p>(服務上の取扱い)</p> <p>第11条 研究専念期間は、<u>研修規則</u>第5条による研修として取り扱う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この要項は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(再取得までの期間)</p> <p>第10条 研究専念者となった者は、原則として、当該研究専念期間終了後7年間 は、研究専念者になることができない。</p> <p>2 前項の適用に当たっては、「<u>海外先進教育研究実践支援プログラム</u>」による派 遣を当該研究専念期間に含むものとする。</p> <p>(服務上の取扱い)</p> <p>第11条 研究専念期間は、<u>国立大学法人東京学芸大学教員研修規則</u>第5条による 研修として取り扱う。</p> <p>[省略]</p>